# 堺市北区区長表彰概要

#### 1. 趣旨

北区の発展若しくは北区の区民の福祉の向上に寄与し、又は北区の区民の模範となり、その功績が顕著であると認められる個人又は法人その他の団体に対し、区長から感謝の意を表する。

# 2. 対象者

北区内に在住、在勤、若しくは在学する個人又は主に北区内において活動する法人その他の団体で、かつ善行(社会貢献のために自発的は意思をもってなされた行為であって、営利を目的としないもの。)を、おおむね5年以上行ったもの。

# 3. 対象となる善行

- (1) 美しく清潔なまちづくり又は平和で安全な環境づくりに寄与する 活動
- (2) 社会的に擁護を要する人への救済に寄与する活動
- (3) その他区民の模範となる活動

# 4. 対象とならない活動等

- (1)公共団体や公共的団体の職務として行われた活動(堺市等から委嘱を受けて行われた活動など)
- (2) 堺市における他の要綱等に基づき、表彰・感謝状を受けている場合
- (3) 特定の個人・グループを対象に行われた活動
- (4) 対価を得て行われた活動
- (5) 国会議員、大阪府議会議員、堺市議会議員
- (6) 堺市職員、堺市立の学校園の教職員
- (7) その他表彰するにふさわしくない行為又は事情のあるもの